

June
2020

税理士法人きしゅう会計

事務所通信

6月といえば梅雨。過ごしにくい時期となりますが、どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2020年6月号

個人事業主が受け取る
助成金の課税関係

不動産オーナーが
家賃を減額した場合の課税関係

貸金債権の消滅時効
まずは3年へ延長

青色事業専従者の1人当たり
平均給与額（2018年分）

税理士法人きしゅう会計

和歌山県御坊市藪208-4

TEL：0738-22-0463 / FAX：0738-24-3647

個人事業主が受け取る助成金の課税関係



私は個人で美容院を経営しています。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により従業員の子供が通う小学校が臨時休業となり、出社できないこととなったため、当該者へ特別休暇を与え、国から《小学校休業等対応助成金》を受け取ることとなりました。その後、店舗を構える地域で緊急事態宣言の発令があったため、一定期間の休業を行うこととなり、新型コロナウイルス感染症特例措置である《雇用調整助成金》も受け取る予定です。これらの助成金を受け取ったときの課税関係を教えてください。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方公共団体（以下、国等）から支給される助成金がありますが、課税関係はそれぞれ異なります。

ご相談者は個人で美容院を経営されていることから、“個人事業主”に該当します。個人事業主が支給を受ける《小学校休業等対応助成金》や《雇用調整助成金》は、いずれも“事業所得”として所得税の課税対象となります。

課税対象となるもの、ならないもの

国等から支給される助成金は、個々の事実関係によって、所得税の計算上、課税の対象となるもの、ならないものに分かれます。

(1) 課税の対象とならないもの

次のいずれかに該当する場合には、課税の対象とはなりません。（非課税所得）

- 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの（児童手当など）
- その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの（臨時福祉給付金など）
 - ・学資として支給される金品
 - ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

(2) 課税の対象となるもの

(1) のいずれにも該当しない助成金は、課税の対象となります。課税の対象となる助成金は、次のいずれかの所得に区分します。

所得	助成金	(例)
事業	業務上の取引に関連して支給される助成金	事業者の収入減少に対する補償や、支払賃金など必要経費の支出補填を目的とした支給など
一時	業務上の取引に関連しないもので、一時に支給される助成金	臨時的に一定の所得水準以下の方に対して支給するものなど
雑	上記いずれにも該当しない助成金	

ご相談のケースは、いずれの助成金も従業員へ支払う休業手当等賃金の補填であり、業務上の取引に関連して支給される助成金に該当することから、事業所得に該当します。

今後も国の施策として、様々な助成金が支給されることと思われます。課税の判断は、当事務所までお問い合わせください。

参考：国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

不動産オーナーが 家賃を減額した場合の課税関係



当社は、所有している商用ビルをテナント貸ししています。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、テナントの入居者から家賃の減額に関する相談が相次いできています。

このご時世ですので、新型コロナウイルス感染症の影響がおさまるまでの期間限定で、減額に応じようかと考えています。このような減額を行った場合、減額分について当社は“寄附”として処理をすることになるのでしょうか？



法人が、合理的な理由なく賃料を減額した場合、税務上、当該減額分は“寄附”として取扱います。ただし、一定の条件を満たすことで、実質的に当該契約に係る取引条件の変更に該当したもものとして、取扱うことができます。変更に該当すれば、減額分について“寄附”として取扱う必要はありません。

■ 原則的な取扱い

法人が賃貸借契約を締結している相手方に対して、当該契約に記載された賃料の減額を行った場合、合理的な理由がある場合を除き、当該減額分については、税務上、相手方に対する“寄附”として取扱います。

■ “一定の条件を満たす”とは

ただし、ご相談のような一時的な賃料の減額について、次の条件をすべて満たしている場合には、実質的に賃貸借契約に係る取引条件の変更に該当したもものとして、当該減額分を“寄附”として取扱うことはしません。

- 契約の相手方において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること

- 貴社が行う賃料の減額につき、次の要件を満たしていること
 - ① 契約の相手方の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたもの
 - ② 書面などにより確認できる
- 賃料の減額が、契約の相手方において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること

この取扱いは、既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取扱います。



新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も様々な問題に直面すると存じます。税務上の取扱いは、当事務所までご相談ください。

参考：国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

貸金債権の消滅時効 まずは3年へ延長

120年ぶりの大改正となった民法の大半が、2020年4月1日に施行されています。今回の民法改正では、契約に基づく債権の消滅時効の期間が原則5年に統一され、これに合わせて、貸金債権の時効を定める労働基準法も改正されました。今回はその改正内容と実務上の影響について、とり上げます。

改正内容

改正前の民法では、月またはこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権の消滅時効（貸金債権の時効）の期間は、1年と定めていました。しかし、それでは労働者保護に欠くという理由から、特別法である労働基準法により2年に延長していました。

今回、改正民法の施行に伴い、労働基準法の規定を民法が上回ったことが課題とされ、労働基準法も改正されています。

改正労働基準法の内容

改正労働基準法では、以下の3つの項目について、すべて民法に合わせて5年と規定した上で、企業への影響を考慮し、当分の間3年という経過措置を設けています。

- ① 貸金請求権の消滅時効期間
- ② 付加金の請求期間
- ③ 貸金台帳等の書類保存義務

時効が3年となる部分は、改正労働基準法

施行日である2020年4月1日以降に支払日のある給与からであり、2020年3月31日以前に支払日があるものは対象になりません。

なお、5年への時効の延長は、改正労働基準法の施行から5年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じるとされています。そのため、少なくとも2020年4月1日から5年間は、3年の経過措置が続くと予想されます。

実務上の影響

今回、貸金請求権の消滅時効期間が延長となったことで、未払い残業等が発生したときに、最大3年分を遡って支払う可能性が出てきます。

また、給与計算の誤り等により、本来、従業員に支給すべき手当が支給されていなかったようなケースでは、同様に最大3年分を遡って支払うことになるでしょう。これに伴い、未払い残業代請求などを支援するビジネスがより活性化し、結果的にはトラブルも増加することが予想されます。

2018年度に労働基準監督署が監督指導を行い、時間外労働に対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反で是正指導した結果、支払われた割増賃金合計額は124億4,883万円、労働者1人当たりの割増賃金の平均額は10万円となっています。今後は最大3年分となることから、この金額の1.5倍に相当する額を支払う可能性も考えられます。

今回の法改正は、そもそも未払い賃金があれば、実務上影響は少ない話です。改めて、適正な労働時間の把握と正しい賃金計算を行うと共に、問題となりやすい管理監督者の範囲や固定残業制度の運用などについてもチェックを行っておきましょう。

青色事業専従者の1人当たり平均給与額(2018年分)

2020年（令和2年）3月末に発表された国税庁の統計資料※から、事業所得者の青色事業専従者1人当たり平均給与額をまとめました。

1人平均給与額は223.2万円

2018年分の事業所得者の青色事業専従者1人当たり平均給与額（以下、平均給与額）を所得階級別にまとめると、下表のとおりです。合計は223.2万円となりました。2017年分と比較すると0.3%の減少です。

所得階級別にみると、事業所得が600万円以下の階級で平均給与額が200万円を超えました。300万円を超えるのが1,200万円以下の階級で、500万円を超えるのが3,000万円以下の階級になっています。100万円以下から2億円以下の階級までは、階級が高くなるにつれて、平均給与額も高くなっています。

2017年より減少したのは、400万円以下と10億円以下、50億円以下の3階級のみで、その他は増加しました。

専従者がある割合は40%程度

なお、事業所得者のうち、専従者のある申告納税者の割合は、合計で40.3%でした。700万円以下～2億円以下の階級で、専従者のある割合が50%を超えています。

なおこの金額は、実際に報告された専従者数と専従者給与総額から、1人当たりの平均額を求めたものであり、「相当」かどうかは判断できませんのでご了承ください。

2018年分事業所得者の所得階級別青色事業専従者1人当たり平均給与額

所得階級	専従者1人 当たり平均 給与額	2017年から の増減	専従者のある 者の割合	所得階級	専従者1人 当たり平均 給与額	2017年から の増減	専従者のある 者の割合
	千円				%		
合計	2,232	-0.3	40.3	1,200万円以下	3,199	1.7	58.3
70万円以下	1,274	0.3	16.7	1,500万円以下	3,658	1.6	58.3
100万円以下	1,149	1.4	25.1	2,000万円以下	4,422	0.5	59.3
150万円以下	1,274	0.1	30.0	3,000万円以下	5,579	1.6	64.5
200万円以下	1,414	1.6	33.4	5,000万円以下	6,950	2.3	66.2
250万円以下	1,534	1.2	35.6	1億円以下	8,432	1.2	64.4
300万円以下	1,623	1.1	37.5	2億円以下	10,500	3.7	53.9
400万円以下	1,759	-8.2	39.8	5億円以下	9,680	6.7	34.7
500万円以下	1,938	0.6	44.0	10億円以下	8,500	-29.8	32.0
600万円以下	2,136	0.7	47.7	20億円以下	64,000	92.5	20.0
700万円以下	2,317	1.2	51.4	50億円以下	1,000	-95.2	33.3
800万円以下	2,518	1.6	53.3	100億円以下	36,000	-	100.0
1,000万円以下	2,762	1.2	55.5				

※国税庁「平成30年分申告所得税標本調査 調査結果報告（税務統計から見た申告所得税の実態）」

2018年（平成30年）分の申告所得税について2019年3月31日現在において申告納税額がある者を対象とした標本調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2018/hyuhon.htm>

新型コロナウイルス感染症対策で 行われた在宅勤務の実態

ここでは、これからテレワークを導入する企業等への参考情報として、新型コロナウイルス感染症対策（以下、感染症対策）として今年3月に実施されたテレワーク（在宅勤務）（以下、在宅勤務）の実態に関する調査結果※をみていきます。

□ 感染症対策としての実施は12.6%

上記調査結果から、感染症対策として在宅勤務を実施した割合を合計すると、12.6%でした。詳細は表1のとおりです。

【表1】在宅勤務実施の有無（%）

元々実施してきており、（今回特別という訳でなく）通常通り実施した（A）	2.9
元々実施したことはあったが、今回、対策の一環として（あらためて）実施した（B）	4.5
元々実施したことはなかったが、今回、対策の一環として（はじめて）実施した（C）	5.2
実施したかったができなかった	15.6
実施するつもりはなく、実施しなかった	71.9

国土交通省「平成31年度（令和元年度）テレワーク人口実態調査－調査結果の概要－」

対策の一環として初めて実施した割合は5.2%でした。調査日が3月9日と10日で、その前1ヶ月程度の期間での在宅勤務の実施状況ということもあり、実施割合は低調です。

【表2】在宅勤務を実施してみて問題があったこと（%）

	(A)	(B)	(C)	全体
営業・取引先等との連絡・意思疎通に苦労した	7.3	10.2	9.4	9.2
同僚や上司などの連絡・意思疎通に苦労した	4.8	12.2	10.3	9.7
会社でないと閲覧・参照できない資料やデータなどがあつた	13.7	30.1	31.3	26.8
自宅に仕事に専念できる物理的環境（個室・間仕切りによるスペースや机・椅子など）がなく、仕事に集中できなかった	2.4	9.2	7.6	7.0
自宅で仕事に専念できる状況になく（家事や育児を優先）、仕事に集中できなかった	7.3	4.6	3.6	4.8
会社のテレワーク制度が明確ではない（自己判断による実施）ため、やりづらかった	4.0	6.1	15.6	9.6
セキュリティ対策に不安があつた	1.6	4.1	3.1	3.1
その他の問題があつた	0.8	2.6	2.2	2.0
特に問題はなかった	58.1	20.9	17.0	27.8

国土交通省「平成31年度（令和元年度）テレワーク人口実態調査－調査結果の概要－」

□ 最大の問題はデータ等へのアクセス

次に表1の（A）から（C）の別に、在宅勤務を実施してみて問題があつたことをまとめると、表2のとおりです。

全体の70%以上で問題があつたとしています。最も回答割合が高かつたのは、会社でないと閲覧・参照できない資料やデータなどがあつたで、全体で26.8%です。

国土交通省では、緊急時のテレワーク実施に当たっては、以下の点の重要さが改めて確認されたとしています。

- 平時からの準備（テレワークに関する社内規程などの制度整備やペーパーレス化・クラウド化など仕事に必要な資料へのアクセス手段の確保等）
- 日頃からのテレワーク実施

在宅勤務を実施する際は注意しましょう。

※国土交通省「平成31年度（令和元年度）テレワーク人口実態調査－調査結果の概要－」

対象は民間会社、官公庁等の正社員・職員、及び派遣社員、契約社員等を本業としていると回答した人35,807人、回答数は4,532人です。表の合計は四捨五入の関係で100にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000055.html

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めにご手続きしておきましょう。

2020年6月

お仕事備忘録

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）
2. 個人住民税の納期の特例
3. 労働保険の年度更新
4. 賞与支払届の提出
5. 小学校休業等対応助成金の申請（対象期間が延長されています）
6. パワーハラスメント対策が大企業で義務化
7. 障害者、高齢者雇用状況の確認

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。
新型コロナウイルスの影響により納税が困難な場合は、市町村の担当課にお問い合わせください。

3. 労働保険の年度更新

7月10日までに労働保険の年度更新手続きが必要となります。なお、2020年4月以降に始まる事業年度より、資本金が1億円超の特定法人については、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務化されます。

4. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。
なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、電子申請義務化の対象となっています（健康保険組合については、2020年11月以降に対象となります）。

5. 小学校休業等対応助成金の申請（対象期間が延長されています）

小学校等の休業により子どもの世話が必要になった保護者に対し、法定の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた場合に利用できる、小学校休業等対応助成金の対象期間が、6月30日まで延長されました。

6. パワーハラスメント対策が大企業で義務化

2020年6月1日より、大企業において職場におけるパワーハラスメント対策が義務化されます。これにより、就業規則にパワハラ防止規定を定める、相談窓口を設置することが求められます。中小企業は2022年4月1日から義務化されます。

7. 障害者、高齢者雇用状況の確認

障害者及び高齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。



2020.6

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	月	先勝	●労働保険の年度更新（～7月10日） ●高卒者の求人票受付開始 ●2021年3月大卒予定者の採用選考活動解禁日
2	火	友引	
3	水	先負	
4	木	仏滅	
5	金	大安 芒種	
6	土	赤口	
7	日	先勝	
8	月	友引	
9	火	先負	
10	水	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分）
11	木	大安	
12	金	赤口	
13	土	先勝	
14	日	友引	
15	月	先負	
16	火	仏滅	
17	水	大安	
18	木	赤口	
19	金	先勝	
20	土	友引	
21	日	大安 夏至	
22	月	赤口	
23	火	先勝	
24	水	友引	
25	木	先負	
26	金	仏滅	
27	土	大安	
28	日	赤口	
29	月	先勝	
30	火	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）